

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 元年 6月 日

熊本県知事殿

提出者

住 所 熊本県菊池市泗水町住吉1576番地1

氏 名 メルコ・ディスプレイ・テクノロジー株式会社

取締役社長 大路 浩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0968(38)6900

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	メルコ・ディスプレイ・テクノロジー株式会社
事業場の所在地	熊本県菊池市泗水町住吉1576番地1
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2815 液晶パネル・フラットパネル製造業
②事業の規模	月産65,000シート
③従業員数	740人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①廃油は収集運搬業者から処分業者に搬入され、再生処理後に燃料化される。 ②廃酸は収集運搬業者から処分業者に搬入され、中和処理後の沈殿物と汚泥は焼却または焼成されてセメント原材料となる。

(日本工業規格 A列(番)付)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

経営者：取締役社長

環境管理責任者：製造部長

廃棄物管理責任者：環境技術グループ グループマネージャー

廃棄物管理者：環境技術グループ 廃棄物担当者(特別管理産業廃棄物管理責任者)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	0.35 t	181.13 t
	(これまでに実施した取組) ・エッチング液の濃度抑制継続により、使用量を削減し廃液の排出量を削減した。 ・特管廃油を一部社外処理から社内処理へ変更し処分委託量を削減した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	0.5 t	200 t
	(今後実施する予定の取組) ・薬液の交換頻度延長、使用量削減等により廃油排出量の削減に努める。 ・優良認定処分業者への委託変更により優良認定業者との契約締結拡大を図る。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油と廃酸、それぞれ廃液の種類ごとに回収タンクに分別回収。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同じ。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	※該当なし。
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	※該当なし。
	(これまでに実施した取組) _____	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	※該当なし。
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	※該当なし。
	(今後実施する予定の取組) _____	

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	※該当なし。
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	※該当なし。
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	※該当なし。
(これまでに実施した取組) _____		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	※該当なし。
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	※該当なし。
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	※該当なし。
(今後実施する予定の取組) _____		

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	※該当なし。	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	※該当なし。	
	(これまでに実施した取組) _____		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	※該当なし。	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	※該当なし。	
	(今後実施する予定の取組) _____		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	0.35 t	181.13 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	68.25 t
	再生利用業者への処理委託量	0.35 t	112.88 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・エッチング液の濃度抑制の継続により、使用量を削減し廃液の排出量を削減した。</li> <li>・特管廃油の一部を社外処理より社内処理へ変更。社内処理を継続し処分委託量を削減した。</li> </ul>		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	1 t	250 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	1 t	250 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬液の交換頻度延長、使用量削減等により廃油排出量の削減に努める。</li> <li>・優良認定処分業者への委託変更により優良認定業者との契約締結の拡大を図る。</li> </ul>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。